

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（登録講習機関に係る登録の有効期間）</p> <p><u>第一条</u> 電気通信事業法（以下「法」という。）第八十五条の四第一項の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>（登録認定機関に係る登録の有効期間）</p> <p><u>第二条</u> 法第八十八条第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p> <p>（負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等）</p> <p><u>第三条</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（使用権の設定できない土地等）</p> <p><u>第四条</u> 法第二百二十八条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p>	<p>（登録認定機関に係る登録の有効期間）</p> <p><u>第一条</u> 電気通信事業法（以下「法」という。）第八十五条の四第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p> <p>（登録認定機関に係る登録の有効期間）</p> <p><u>第一条</u> 電気通信事業法（以下「法」という。）第八十八条第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p> <p>（負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等）</p> <p><u>第二条</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（使用権の設定できない土地等）</p> <p><u>第三条</u> 法第二百二十八条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p>

六 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産であつて、地方公共団体において公用又は公共用に供するため当該地方公共団体に貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させているもの（前各号に該当するものを除く。）

七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第四項に規定する普通財産であつて、国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため国又は当該他の地方公共団体に貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させているもの（第一号から第五号までに該当するものを除く。）

（行政財産等を管理する者等）

第五条（略）

（土地等の使用の対価の額の基準）

第六条（略）

（保護区域内の禁止漁業等）

第七条（略）

2（略）

（あつせん等の対象となる協定等）

第八条（略）

六 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産であつて、地方公共団体において公用又は公共用に供するため当該地方公共団体に貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させているもの（前各号に該当するものを除く。）

七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第四項に規定する普通財産であつて、国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため国又は当該他の地方公共団体に貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させているもの（第一号から第五号までに該当するものを除く。）

（行政財産等を管理する者等）

第四条（略）

（土地等の使用の対価の額の基準）

第五条（略）

（保護区域内の禁止漁業等）

第六条（略）

2（略）

（あつせん等の対象となる協定等）

第七条（略）

(関係行政機関の長との協議等)

第九条 (略)

2～5 (略)

(審議会等で政令で定めるもの)

第十条 (略)

(手数料)

第十一条 (略)

別表第一 (第六条関係)

一～三 (略)

別表第二 (第十一条関係)

手数料を納めなければならない者	金額
一 電気通信主任技術者試験を受けようとする者	(略)
二 工事担任者試験を受けようとする者	(略)
三 法第八十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者	二八、八〇〇円
四 法第八十八条第一項の規定に	(略)

(関係行政機関の長との協議等)

第八条 (略)

2～5 (略)

(審議会等で政令で定めるもの)

第九条 (略)

(手数料)

第十条 (略)

別表第一 (第五条関係)

一～三 (略)

別表第二 (第十条関係)

手数料を納めなければならない者	金額
一 電気通信主任技術者試験を受けようとする者	(略)
二 工事担任者試験を受けようとする者	(略)
三 法第八十八条第一項の規定に	(略)

<p>よる登録の更新を受けようとする者</p>	
<p>五 電気通信主任技術者資格者証 又は工事担任者資格者証の交付を受けようとする者</p>	<p>(略)</p>
<p>六 電気通信主任技術者資格者証 又は工事担任者資格者証の再交付を受けようとする者</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 行政手続等行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新の申請を行う場合におけるこの表の適用については、四の項中「二六、九〇〇円」とあるのは、「二六、八〇〇円」とする。</p>	
<p>よる登録の更新を受けようとする者</p>	
<p>四 電気通信主任技術者資格者証 又は工事担任者資格者証の交付を受けようとする者</p>	<p>(略)</p>
<p>五 電気通信主任技術者資格者証 又は工事担任者資格者証の再交付を受けようとする者</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 行政手続等行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新の申請を行う場合におけるこの表の適用については、三の項中「二六、九〇〇円」とあるのは、「二六、八〇〇円」とする。</p>	

○特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）<u>第四条第四号</u>及び<u>第五条第六号</u></p> <p>七・八（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）<u>第三条第四号</u>及び<u>第四条第六号</u></p> <p>七・八（略）</p> <p>3（略）</p>